

総合研究大学院大学文化科学研究科
「総合日本文化研究実践教育プログラム」実施要項

〔平成17年11月18日〕
学 長 裁 定

第1 総 則

(趣旨)

- 1 この要項は、平成17年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブ（研究拠点形成費等補助金（若手研究者養成費）交付決定（平成17年12月1日文科科学大臣。以下「補助事業」という。））に基づき、総合研究大学院大学文化科学研究科「総合日本文化研究実践教育プログラム」（以下「本プログラム」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(目的)

- 2 本プログラムは、総合研究大学院大学文化科学研究科（以下「本研究科」という。）の国際日本研究専攻、日本歴史研究専攻、メディア社会文化専攻及び日本文学研究専攻（以下「専攻」という。）の学問諸分野における先導的で国際的に活躍できる高度な専門的知識及び能力を本研究科の学生に修得させるとともに、これら日本文化研究を中核とする関連諸分野と有機的に連動できる創造性豊かで優れた専門応用能力を備える若手研究者の養成を目的とする。

(対象となる補助事業)

- 3 本プログラムの対象となる補助事業は、次の各号に掲げる事業群その他の附帯事業とする。これら事業群に置く事業及び附帯事業は、第2から第4までに定める事項を除き、研究科長が別に定める。
 - (1) 大学共同利用機関活用事業群
 - (2) 学生企画教育推進事業群
 - (3) プレゼンテーション事業群
 - (4) レフェリージャーナル事業群
 - (5) e-learning事業群
 - (6) その他文科科学大臣の承認（事業内容等変更承認を含む。）を受けた事業群
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、本プログラムの事業内容、実施経過及び成果等をホームページ等を活用して公表し、他の大学院及び学生を含め社会に広く情報提供する附帯事業

(企画運営の組織)

- 4 本プログラムの企画運営は、本研究科の専攻長会議及び当該専攻長会議の下に置くイニシアティブ委員会において実施する。イニシアティブ委員会に関する事項は、研究科長が別に定める。

(補助事業の取扱い)

- 5 本プログラムの実施にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、研究拠点形成費等補助金交付要綱(平成14年4月1日文部科学大臣決定)及び平成17年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブ研究拠点形成費等補助金(若手研究者養成費)取扱要項その他文部科学省通知等に定めるもののほか、この要項の定めるところに従い、補助事業を実施するものとする。

(補助事業経費及び経理区分)

- 6 本プログラムの実施に要する補助事業経費は、研究拠点形成費等補助金(若手研究者養成費)及び特定教育研究経費「有機的に連動した文化科学教育の推進に関する実践的研究」(補助事業の対象とならない特定教育研究経費を除く。)とし、当該補助事業に要した費用と当該補助事業以外の事業に要した費用を明確に区分して経理しなければならない。

(補助事業経費の算定基準及び経理処理)

- 7 本プログラムの実施に要する補助事業経費の算定基準及び経理処理は、第2から第4までに定めるもののほか、国立大学法人総合研究大学院大学会計規則(平成16年法人規則第10号)その他の会計規程等によるものとする。ただし、本研究科の専攻を置く大学共同利用機関(以下「基盤機関」という。)において補助事業経費を執行する場合は、当該基盤機関に適用される会計規則その他の会計規程等によるものとする。

(補助事業財産の基盤機関における管理)

- 8 本プログラムにおいて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を基盤機関に配置する場合は、当該補助事業による財産である旨を表示するとともに、総合研究大学院大学における教育研究業務及び運営に関する覚書(平成16年4月14日締結)第8条に基づき基盤機関において適切に管理し、及び維持するものとする。また、補助事業の期間終了後、当該財産の減価償却期間が経過するまでも同様とする。

第2 ティーチングアシスタント事業(第1の3(1)、(2)、(3)及び(5)関連事業)

(事業の取扱い)

- 1 ティーチングアシスタント事業は、学生の教育能力の開発又は育成、もしくは学生自らが企画し計画する研究活動の教育的支援を目的とするティーチングアシスタント制度を採用し、本研究科の専攻に学生支援相談員及び学生企画委員その他の補助事業従事者(以下「学生支援相談員等」という。)を配置する。

(対象者)

- 2 学生支援相談員等の対象者は、本研究科の専攻の学生(休学者又は留学期間中の者を除く。)及び専攻を置く基盤機関において研究活動に従事するポスドクその他の研

究従事者（常勤の職員及び独立行政法人日本学術振興会特別研究員その他のフェロースhip等の助成又は支援を受けている者以外の者に限る。）とする。

（学生支援相談員の業務）

- 3 学生支援相談員は、本プログラムの補助事業を推進するとともに、所属する専攻の専攻長及びイニシアティブ委員の指導又は助言を得て、学生の研究活動等に対する教育的支援に係る次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 学生が所属する専攻以外の専攻を置く基盤機関の研究環境を活用するときに、当該学生の研究計画作成等の相談又は助言、並びに当該基盤機関における研究活動等の支援を行う業務
 - (2) 学生が所属する専攻が実施する中間論文報告会又は博士論文公開審査会、もしくは当該専攻を置く基盤機関が実施する研究会その他の事業に係る情報収集又は学生周知等支援業務
 - (3) 本研究科の専攻の教員及び学生の最新研究活動情報に係るコンテンツ制作支援業務その他e-learning配受信等に係る教育的支援業務
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、学生合同セミナーその他の事業遂行により学生の教育能力の開発又は育成に資すると研究科長が認めた業務

（学生支援相談員以外の業務）

- 4 学生支援相談員以外の学生企画委員その他の補助事業従事者は、学生合同セミナーその他本プログラムの補助事業を短時間的又は臨時的業務を支援するものとし、研究科長が必要と認めた業務を行う。

（学生支援相談員の労働条件等）

- 5 学生支援相談員の労働条件は、国立大学法人総合研究大学院大学非常勤職員就業規則（平成16年法人規則第7号）及び国立大学法人総合研究大学院大学非常勤職員給与規則（平成16年法人規則第8号）による。ただし、学生支援相談員以外の学生企画委員その他の補助事業従事者については、国立大学法人総合研究大学院大学謝金取扱規程（平成16年法人規程第29号）に基づく謝金により処理する。この場合において、学生支援相談員等に係る勤務時間又は業務処理時間の管理は、当該学生支援相談員等を配置する専攻長が行うものとする。

第3 学生派遣事業（第1の3(1)、(2)及び(3)関連事業）

（事業の取扱い）

- 1 学生派遣事業は、学生が専攻の枠を超えた教育研究活動を推進し、国内外に通用する高度の研究的資質を持つ広い視野を備えた研究者の養成を目的とするものであって、次の各号に掲げるものを対象とする。
 - (1) 本研究科が選定した国内外の国際会議等であって、博士論文研究に直接関連する派遣計画その他国内外での学生派遣事業目的に資すると認めたもの。
 - (2) 学生自らが企画した研究計画等を基盤機関又は国内外の教育研究機関その他の場

- 所において行う研究活動等であって、学生派遣事業の目的に資すると認められたもの。
- (3) 国内外において開催される国際会議等において研究成果発表等を行うもの。
 - (4) 前3号に準ずるものと研究科長が認めた国内外の学生派遣事業

(派遣期間)

- 2 学生の派遣期間は、学生が最初の派遣場所に到着した初日から14日以内とする。ただし、学生の派遣計画等の必要性から研究科長が特に認めた場合は、その派遣期間を延長することができる。この場合において、認められた派遣期間(派遣期間の延長を含む。)を超えて学生の自己負担により研究活動を行う場合は、この限りではない。

(派遣経費の手続き)

- 3 学生派遣事業に係る派遣経費の手続きは、総合研究大学院大学遠隔地授業等履修に関する移動経費支給規程(平成16年法人規程第20号。以下「規程」という。)第6条(第3項を除く。)及び附則第3項の規定に基づき、研究科長が別に定める。この場合において、海外派遣経費に係る同条第4項の取扱いは、原則として概算払いとして適用する。

(派遣経費の支給範囲)

- 4 派遣経費の支給範囲は、規程第8条の規定に基づき準用する国立大学法人総合研究大学院大学旅費規程(平成16年法人規程第13号)第2章及び第3章に定める鉄道賃、船賃、航空賃及び宿泊料の合計相当額とする。ただし、宿泊料については、実費による支給とし、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に定める最も低廉の額(基盤機関が設置する宿泊施設等を利用する場合は規程別表に定める額)を上限の額とする。

第4 レフェリージャーナル事業(第1の3(4)関連)

(事業の取扱い)

- 1 レフェリージャーナル事業は、「総研大文化科学研究」編集規程(平成16年1月27日文化科学研究編集委員会決定)並びに「総研大文化科学研究」編集作業及び取扱要領(平成16年1月27日文化科学研究編集委員会決定)に基づき実施するものとする。

(謝金の支給基準)

- 2 レフェリージャーナル事業における論文査読者の査読料は、論文1件につき3万円とし、アドヴァイザリー・ボード委員の謝礼は、年1回の刊行につき3万円とする。

第5 雑則

(知的財産権の報告)

- 1 補助事業の成果により知的財産権を得た場合には、研究科長は、速やかに学長に報告しなければならない。

(本プログラムの事務)

- 2 本プログラムの事務は、基盤機関管理部の協力を得て、教育研究部門教育研究推進室において処理する。

(適用の期間及び見直し)

- 3 この要項は、平成17年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブ(研究拠点形成費等補助金(若手研究者養成費))の補助事業の期間である平成19年3月31日まで適用し、この適用の期間における補助事業の実績及び成果等に基づき、本プログラムの見直しを含め必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

- 4 この要項に定めるもののほか、本プログラムの実施及び補助事業経費の執行その他必要な事項については、本研究科の専攻長会議の議を経て、研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成17年11月18日から適用する。
- 2 本研究科の地域文化化学専攻及び比較文化化学専攻に係る本プログラムの適用については、補助事業の対象とならない特定教育研究経費により実施し、この要項を準用する。
- 3 平成17年度文化科学研究科海外学術交流支援事業実施要項(平成17年7月13日学長裁定)は、廃止する。ただし、この要項適用の際現に派遣決定した学生に係る適用は、第3の規定にかかわらず、従前の取扱いとする。